

広島県告示第千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和八年十月八日

広島県知事 横 田 美 香

一 解除に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町上豊松字江栗谷上エ五五八四の二・字江栗谷向山五五八五・五五八七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）